

各国制度の概要

○ シンガポール

シンガポール国際仲裁センター（SIAC）が置かれており、同センターの国際仲裁取扱件数はアジア地域で最大である（同機関が公表している統計によれば、2017年の仲裁申立件数は452件）。

シンガポールにおいては、弁護士資格のない者による法律事務の取扱いが禁止され、違反行為には刑事罰等が科される（Legal Profession Act (Cap. 161) 32条、33条、以下「非弁禁止規定」という。）。

他方、仲裁手続における当事者の代理には、非弁禁止規定は適用されない。

また、調停（mediation）手続について、外国弁護士による次の代理には、非弁禁止規定は適用されない。

- (i) 登録調停人又は指定調停機関により主宰される調停
- (ii) シンガポールを調停実施地とする国際合意（cross-border agreement（注1））に基づく紛争

（注1）「国際合意（cross-border agreement）」とは、次のいずれかの条件を満たす合意である。

- 少なくとも1以上の当事者が法人格を有し、シンガポール以外の国に所在地に所在地又は営業所がある
- 合意の主題が、
 - (i) シンガポール以外の国に最も密接に関連し、又は
 - (ii) シンガポールと物理的関連性がないもの
- 合意に基づく義務が、全体としてシンガポール以外の国で履行されるもの

○ 香港

香港国際仲裁センター（HKIAC）が置かれており、同センターの国際仲裁取扱はシンガポールに次いで多い（同機関が公表している統計によれば、2016年の仲裁申立件数は262件）

香港においては、弁護士資格のない者による法律事務の取扱いが禁止され、違反行為には刑事罰等が科される（Legal Practitioners Ordinance (Cap. 59), 44条、45条、47条等、以下「非弁禁止規定」という。）。

これに対し、仲裁手続について、非弁禁止規定は適用されない（Arbitration Ordinance (Cap. 609), 63条）。

また、調停手続における調停手続における援助（assistance）又はサポートには、非弁禁止規定は、適用されない（Mediation Ordinance (Cap. 620) 7条）

○ 韓国

大韓商事仲裁法院 (KCAB) が置かれている (同機関が公表している統計によれば、2016 年の仲裁申立件数は 62 件)。

韓国では、弁護士資格のない者による法律事務の取扱いが禁止され、違反行為には刑事罰等が科される (弁護士法 3 条, 34 条, 109 条, 102 条)。

他方、我が国の外国法事務弁護士に相当する「Foreign Legal Consultant」及び外国弁護士に相当する「Foreign Licensed Lawyer」は「国際仲裁事件」の代理をすることができる (Foreign Legal consultant Act 24 条, 24 条 2 項)。ただし、「Foreign Licensed Lawyer」は、原則として韓国内での滞在期間 90 日を超えてはならない (同 24 条 2 項)。

「国際仲裁事件」は、民事又は商事に関する仲裁事件であって、韓国を仲裁地とし、かつ、韓国法以外の国の法、韓国と外国との間の条約、韓国以外の国の条約又は一般に承認された国際慣習法が適用され得るものとされている (Foreign Legal Consultant Act 2 条 7 項)。

○ オーストラリア (ニューサウスウェールズ州)

オーストラリアには、オーストラリア国際商事仲裁センター (Australian Centre for International Commercial Arbitration) が置かれている。

シドニーのあるニューサウスウェールズ州においては、弁護士資格のない者による法律事務の取扱いが禁止され、違反行為には刑事罰等が科される (Legal Profession Uniform Law (NSW) No 16a 10 条等)。

仲裁については、国内仲裁には商事仲裁法 (Commercial Arbitration Act 2010) が、国際仲裁には連邦の国際商事仲裁法 (International Commercial Arbitration 1979) がそれぞれ適用され、国際仲裁か否かは、UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法の適用の有無等 (注 2) に依拠している (Commercial Arbitration Act 2010 1 条 (3))。

国際商事仲裁においては、全法域における法律事務の資格者、その他当事者が選択した者は代理人となることができる (International Commercial Arbitration Act 1979 29 条)。

(注 2) 「国内」仲裁とは次の場合である。

- (a) 仲裁合意の当事者が、締結時において (at the time of conclusion of the agreement)、オーストラリアに営業所を有していた場合であり、かつ、
- (b) 当事者が、当該合意から生じ得る紛争が仲裁により解決されることを合意していた場合 (仲裁合意かそれ以外の文書かは問わない) であり、かつ、
- (c) 国際商事仲裁モデル法が適用される仲裁でないもの

○ 米国（ニューヨーク州）

アメリカ仲裁協会 (AAA) 国際紛争解決センター (ICDR) が置かれている。

ニューヨーク州においては、控訴裁判所における一時的法律事務に関する規則 (RULES OF THE COURT OF APPEALS FOR THE TEMPORARY PRACTICE OF LAW IN NEW YORK) において、法律事務を行うための承認を受けていない「弁護士 (lawyer)」は、法律事務を行うための事務所の開設等が禁止されている (規則 523.1)。

これに対し、ニューヨーク州において法律事務を行うことが承認されていない「弁護士」は、一定の要件の下 (注3)、本州又は他の法域における、継続中又は新規の仲裁、調停その他の紛争解決手続やこれに合理的に関連する「一時的法律事務」(temporary service (注4))を行うことができる(規則 523.1)。

(注3) 一時的法律事務を行うには、

① 当該「弁護士」が、

- ・他州 (コロンビア特別区を含む) で法律事務を行うことが承認された弁護士、又は、
- ・米国外において一般に認識された法律専門職の一員である者、又は、
- ・弁護士として法律事務を行うことが承認され、又はこれに相当する者であって、適切に構成された専門組織又は公的機関により実効的な監督及び規律及び懲戒に服している者である必要がある。

② 法律事務を行うことが承認されている法域において正当な地位を有していること

等を満たす必要がある。

(注4) 一時的であることを基礎とした法律事務 (legal services on a temporary basis) であるとされる。

○ カリフォルニア州

カリフォルニア州においては、弁護士資格のない者の法律事務の取扱いが禁止され、違反行為には刑事罰が科される (Business and Professions Code 6125 条, 6126 条)。

最近まで、国際商事仲裁における外国弁護士の代理が認められていなかったが、2017年2月に「カリフォルニア最高裁判所国際商事仲裁ワーキンググループ」において、カリフォルニア州が、ニューヨーク等と比較して国際仲裁の利用が低調である (上記ワーキンググループ報告書によれば、2015年のアメリカ仲裁協会国際紛争解決センターの管理件数は、ニューヨーク州が296件、カリフォルニア州が63件とされている。) 等として、州外の弁護士又は外国弁護士の国際仲裁の代理を認める旨の法改正の提言がされ、本年7月に同法案が議会を通過、2019年1月に発効予定となっている。

同改正法は、有資格弁護士「Qualified Attorney」であって、次のいずれかに該当する場合には、国際商事仲裁又は関連する調停その他の紛争解決手続に関する法律事務をすることができる（改正民事訴訟法典（Code of Civil Procedure））。

- ① 当該法律事務が、州において承認を受けた弁護士であって、当該事件の活動に従事しているものと共同して行われる場合
- ② 当該法律事務が、当該弁護士が承認を受けた法域における法律事務に起因し、又はそれに合理的に関連する場合
- ③ 当該法律事務が、当該弁護士が承認を受けた法域に居住し、又は事務所を設けている依頼者のために行われる場合
- ④ 当該法律事務が、当該弁護士が承認を受けた法域と実質的関連性のある事件に起因し、又は合理的に関連する場合
- ⑤ 当該法律事務が、主として、国際法又は外国若しくは州外の法に準拠する事件に起因する場合

法律事務を行う有資格弁護士「Qualified Attorney」は、カリフォルニア州弁護士会のメンバーと同等に、専門職業務に関するカリフォルニア州規則（California Rules of Professional Conduct）及び当該弁護士の行為を規律する法に基づき、裁判所及び監督当局の管轄に服するものとされる。

なお、「国際」商事仲裁か否かの基準は、UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法と同様の基準を用いている（民事訴訟法典 1297.13 条）。

（参考）UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法第 1 条

(3) 仲裁は次の場合に国際的とする。

- (a) 仲裁合意の当事者が、その合意時に異なる国に営業所を有する場合、又は、
- (b) 次の場所の一つが、当事者が営業所を有する国の外にある場合、
 - (i) 仲裁合意で定められているか、仲裁合意によって定まる仲裁地
 - (ii) 商事関係の義務の実質的な部分が履行されるべき地、もしくは紛争の対象事項と最も密接に関連を有する地、又は、
- (c) 当事者が、仲裁合意の対象事項が二国以上に關係する旨明示的に合意した場合、

(4) 本条(3)項の適用上、

- (a) 当事者が 2 以上の営業所を有するときは、営業所とは仲裁合意と最も密接な関連を有する営業所をいう。
- (b) 当事者が営業所を有しないときは、常居所による。

※ いずれの国の制度についても、公開されている各国法令の規定等を要約したもの。